

# 筑西広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月24日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）における法の施行については、筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年筑西市条例第3号)の規定の例による。この場合において、同条例中「市の機関」とあるのは「組合の機関」と、同条例第2条第1項の規定中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」とあるのは「管理者、消防長及び監査委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第3号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の廃止)

2 筑西広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成15年条例第3号）は、廃止する。